

報告事項 3

愛知県「学校警察連携制度」に関する協定について

このことについて、2月5日（水）に愛知県教育委員会と愛知県警察本部が協定を結びましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成26年2月7日

高等学校教育課

写

## 協 定 書

愛知県警察本部と愛知県教育委員会は、児童生徒の問題行動が深刻化・多様化している現状を踏まえ、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成を推進するため、相互の連携に関して別添の愛知県「学校警察連携制度」に関する実施要領により、協定を締結する。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ1通を保管する。

平成26年2月5日

愛知県警察本部

本部長 木 岡 保 雅 [印]

愛知県教育委員会

教育長 野 村 道 朗 [印]

## 愛知県「学校警察連携制度」に関する実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、児童生徒が、自らの将来に夢と希望をもち、自らを高め、社会に役立つことができる人間に成長するよう、非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に関して、相互に必要と認める情報の提供を行い、緊密に連携して指導を行う制度を設けることにより、児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

### (個人情報の保護)

第2条 愛知県警察本部(以下「警察本部」という。)及び愛知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号)に定める実施機関として、個人情報保護の重要性に鑑み、児童生徒の個人情報について適正な取扱いを確保するものとする。

### (名称)

第3条 第1条に規定する制度の名称は、愛知県「学校警察連携制度」(以下「連携制度」という。)とする。

### (連携機関)

第4条 この協定において連携を行う機関(以下「連携機関」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 警察本部
- (2) 愛知県に所在する全ての警察署(以下「警察署」という。)
- (3) 教育委員会
- (4) 愛知県に所在する全ての県立学校(以下「学校」という。)

### (連携の内容)

第5条 各連携機関は、日々の業務、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に関する情報を相互に交換するとともに、必要に応じて連携機関が協議を行うものとする。

### (情報の提供を行う事案)

第6条 この協定に係る相互連絡の対象となる事案(以下「対象事案」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 警察署が学校に連絡する事案

- ア 児童生徒が身柄付送致又は身柄付通告された原則全てのもの
- イ 児童生徒の非行及び不良行為が共犯で行われた場合並びに関係者が複数にわたる場合で、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのあるもの
- ウ 児童生徒の非行、犯罪被害等を防止し、又は健全育成のため、警察署の所属長（以下「警察署長」という。）が学校との連携を必要と認めるもの

(2) 学校が警察署に相談又は連絡する事案（早期解決や当該児童生徒の指導及び支援について、当該児童生徒が在籍する学校の所属長（以下「校長」という。）が警察本部又は警察署の有する専門的な知識、技能等を必要と判断する次のものに限る。）

- ア 重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高いもの
- イ 児童生徒の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるもの
- ウ 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのあるもの

（相互連絡の範囲）

第7条 この協定に係る相互連絡の範囲は、次によるものとする。

- (1) 対象事案に関する児童生徒の氏名等
- (2) 対象事案の概要
- (3) 対象事案に関する指導状況

（相互連絡の方法）

第8条 この協定に係る相互連絡の責任者及び方法は、次によるものとする。

- (1) 連絡責任者は、対象事案を取り扱った警察署長及び校長とする。
- (2) 連絡責任者又は連絡責任者が指定した者が、面会又は電話により、速やかに行うこととする。

（秘密保持の徹底）

第9条 各連携機関は、収集した情報について秘密保持を徹底するとともに、連携制度の趣旨を逸脱した取扱い又は連携制度の目的以外のために利用してはならない。

（相互連携に関する配慮事項）

第10条 この協定に係る連携に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 相互に提供する情報については、正確を期すること。
- (2) 対象事案に係る児童生徒の対応に当たっては、連携制度の目的を踏まえ、教育的効果、健全育成及び立ち直り支援に配慮した適切な措置を講ずること。

(市町村教育委員会との連携)

第 11 条 警察本部及び教育委員会は、警察署と各市町村教育委員会（名古屋市を除く。）とが、連携制度と同様の趣旨で、連携及び協力を円滑に行うよう、指導及び助言することとする。

(検証)

第 12 条 各連携機関は、連携制度の運用状況について、年度ごとに検証することとし、その結果に応じて必要な措置を講ずることとする。

(協議)

第 13 条 各連携機関は、連携制度の円滑な運用のため、必要に応じて協議を行うこととする。

(委任)

第 14 条 この協定の実施に関して必要な事項は、警察本部と教育委員会とが協議の上、連携機関が別に定めることができる。

附則

この要領は、平成 26 年 2 月 5 日から施行する。

## 愛知県「学校警察連携制度」に関する協定の概要

「学校警察連携制度」に関する協定は、学校と警察が適切に連携を図り、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成を推進することを目的としています。

本制度が円滑に遂行できるよう、実施要領では、県立学校の児童生徒を対象に、相互に必要とする情報の提供や相談・連絡等の内容を定めています。

### 【目的】（「実施要領」第1条）

児童生徒が、自らの将来に夢と希望をもち、自らを高め、社会に役立つことができる人間に成長するよう、非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に関して、相互に必要と認める情報の提供を行い、緊密に連携して指導を行う制度を設けることにより、児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

### 【連携を行う機関】（「実施要領」第4条）

愛知県教育委員会及び愛知県に所在する全ての県立学校  
愛知県警察本部及び愛知県に所在する全ての警察署

### 学校と警察の相互連絡について

学校と警察が連携して児童生徒の健全育成に努めるためには、警察署と学校が、日々の業務や児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止に関する情報を相互に交換することを必要とする場合があります。

本制度に関する実施要領では、学校と警察が相互に連絡をする事案や情報の範囲等を具体的に取り決めています。

警察署が学校に連絡をする事案、学校が警察署に相談又は連絡する事案は、以下のとおりとします。

#### 警察署が学校に連絡する事案

児童生徒が身柄付送致又は身柄付通告された原則全てのもの  
児童生徒の非行及び不良行為が共犯で行われた場合並びに関係者が複数にわたる場合で、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのあるもの  
児童生徒の非行、犯罪被害等を防止し、又は健全育成のため、警察署長が学校との連携を必要と認めるもの

### 学校が警察署に相談又は連絡する事案

早期解決や当該児童生徒の指導及び支援について、学校長が警察署の有する専門的な知識や技能等が必要であると判断する事案に限る。

重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高いもの  
児童生徒の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつやむを得ないと認められるもの  
児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのあるもの

### 提供する情報の範囲

対象事案に関する児童生徒の氏名等

対象事案の概要

対象事案に関して学校及び警察署が行った指導状況

## 【留意事項】

この制度による警察署からの情報提供は、児童生徒の非行や問題行動の防止、犯罪被害の防止及び健全育成や立ち直り支援を目的としており、提供された情報は、学校における生徒指導に資するためのものであることから、提供された情報のみで、児童生徒に対する不利益な処分を行うものであってはならない。

この制度には、警察署が犯罪捜査のために、学校から児童生徒の個人情報を収集することは含まれない。したがって、警察署から捜査上必要な児童生徒の個人情報の提供を求められた場合は、刑事訴訟法に基づく「捜査関係事項照会」によって対応する。（「学校警察連携制度 ガイドライン」及び「学校警察連携制度 Q & A」参照）  
連携機関は、提供する情報については正確を期するとともに、収集した情報について、秘密保持を徹底し、本制度の趣旨を逸脱した取扱いや本制度の目的以外のための利用を行ってはならない。

Q 市町村教育委員会との連携はどうなっていますか。

警察本部及び教育委員会は、警察署と各市町村教育委員会（名古屋市を除く。）とが、連携制度と同様の趣旨で、連携及び協力を円滑に行うよう、指導及び助言をすることとしています。（「実施要領」第11条）

Q 学校と警察署とが相互に情報を交換することは、愛知県個人情報保護条例に違反しませんか。

本制度では、学校が警察署に相談又は連絡することを定めていますが、児童生徒の非行や問題行動の防止、犯罪被害の防止及び健全育成を目的とし、警察の有する専門的な知識、技能等を必要と判断する事案に対して行うこととしており、警察署がその役割を果たすためには、学校からの情報提供がないと業務を遂行できないと社会通念上認められ、かつ、生徒・保護者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる事案に限られていることから、愛知県個人情報保護条例の範囲内と考えられます。（「実施要領」第2条及び「学校警察連携制度 ガイドライン」参照）